

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 源泉所得税の納付方法

Q : 私は、会社の経理を担当することになったのですが、社員の給料から源泉徴収した所得税は、いつまでに納付すればよいのでしょうか。

A : 原則として、所得を支払った月の翌月10日までに納付しなければなりません。

【解説】

源泉徴収義務者が給与等の支給につき源泉徴収した所得税は、原則として、その源泉徴収の対象となる給与等を支払った月の翌月10日までに納付しなければならないこととなっています。

ただし、給与等の支給人員が常時10人未満である源泉徴収義務者については、納付事務を軽減するために、給与等や退職手当等、弁護士、税理士等の報酬又は料金について源泉徴収した所得税については、納期の特例が設けられています。

納期の特例を受けるためには、「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出して承認を受けなければなりません。

納期の特例を受けると、1月から6月までに支払った所得の源泉徴収税額は7月10日まで、7月から12月までに支払った所得の源泉徴収税額については翌年1月10日（その年12月20日までに「源泉所得税の納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書」を提出した場合には翌年1月20日）までに納付することができます。



KIMIYO・I